

# 令和6年度 化粧品等研究開発推進事業助成金 募集要項

(公財)静岡県産業振興財団 フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターでは、県内中小企業者等による化粧品関連の製品化を支援するため、研究開発や試作品開発・実証試験等を行う事業者に対し「化粧品等研究開発推進事業」を実施します。

令和6年度の実施については、「化粧品等研究開発推進事業助成金交付要綱」に定める事項に加え、下記に定めるとおりとします。

## 1. 助成の対象者

中小企業者(中小企業基本法第二条第一項で定めるもの)及び農林漁業者であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者。但し、静岡県税を滞納していない者。以下の条件も満たすこと。

①みなし大企業に該当しないこと。

みなし大企業とは、

(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

②応募者又はその役職員が暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと

## 2. 対象事業

農林水産品・県内天然素材を活用した化粧品素材もしくは製品、又はこれらを製造する加工機械の研究開発 (※製品製造<量産化>は対象外)

## 3. 助成期間

① 単年計画者：交付決定日(令和6年6月中旬頃)～令和7年2月16日

② 2年計画者：2年目の計画・経費については再度(継続)申請を行い、進捗状況を踏まえたうえで審査を行う(以下参照)

|     | 事業実施期間(2年計画の場合)                   |
|-----|-----------------------------------|
| 1年目 | 交付決定日(令和6年6月中旬頃)～令和7年2月16日        |
| 2年目 | 継続申請の交付決定日(令和7年4月頃)～令和8年2月15日(予定) |

## 4. 助成率

助成対象経費の2分の1以内

## 5. 助成限度額

① 単年計画者：500万円を上限とする

② 2年計画者：2年合計で750万円を上限とする

(2年目の交付申請上限額は、初年度交付申請時の計画額を超えないものとする)

## 6. 助成対象経費

- ・当該事業に直接必要な最少経費で、別表に掲げるもの。
- ・決定日(令和6年6月中旬頃)以降の契約～令和7年2月16日までに支払いが完了する経費(手形の場合は決済、クレジットカードの場合は引落日が2月16日以内であること)

## 7. 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)/事業計画書(様式第2号)・・・12部(正本1部、副本11部)※
- ② 資本等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部 ※
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部 ※
- ④ 直近3ヵ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・・・・・・12部
- ⑥ 直近期の県税納税証明書(法人県民税、法人事業税)・・・1部 ※
- ⑦ パートナーシップ構築宣言書のコピー(該当者のみ)・・・1部

※①②③ 当財団のホームページから各様式をダウンロードし、作成してください。

※⑥ 最寄りの各財務事務所にて取得してください。

個人事業主の方は個人事業税について取得してください。

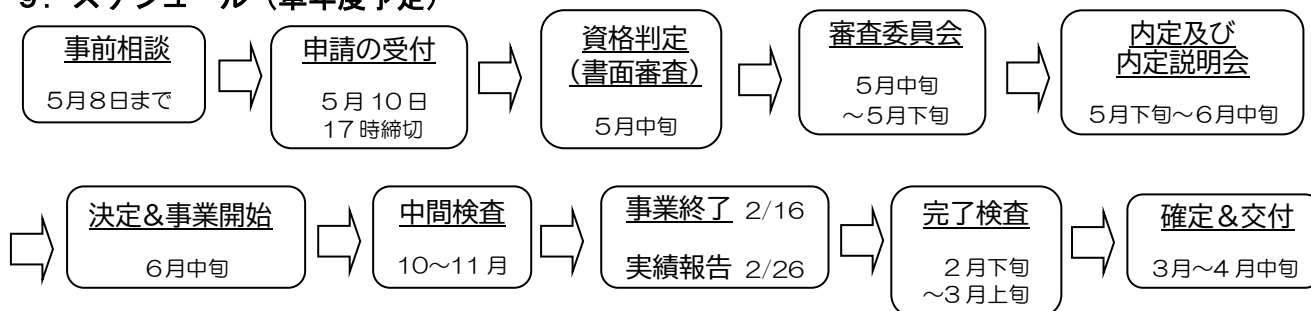
### (2) 申請締切：令和6年5月10日(金) 17時必着

※5月8日(水)までに、必ず事前相談を受けてください。

## 8. 審査

- (1) 資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 審査委員会では、①事業の新規性・優位性、②事業の市場性、③製品化の実現可能性・妥当性、④事業遂行能力などの観点から総合的な審査を行います。
- (3) パートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者(募集締切日前日時点)は加点の対象とします。

## 9. スケジュール(単年度予定)



## 10. その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名・住所・事業の名称を公表します。  
また、助成事業に係る内容の発表(プレゼン)やフォーラム等で成果物の展示をしていただく場合があります。
- (2) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (3) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。  
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

- (4) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (5) 助成事業終了後5年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。

## 11. 事前相談

- (1) 事前相談の受付は5月8日(水)までとします。
- (2) 仮作成した申請書等をあらかじめメール添付いただけますと、より具体的な対応が可能です。
- (3) 事前相談は、事業の趣旨や申請可否、助成対象経費など理解をいただくために大変重要です。
- (4) 申請者(企業)からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしで申請の場合、申請額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
(例:対象外経費の計上など)

## 12. 申請・問合せ先

(公財)静岡県産業振興財団

フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 2階

TEL: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019

E-mail: [newfoods@ric-shizuoka.or.jp](mailto:newfoods@ric-shizuoka.or.jp) URL: <https://www.fsc-shizuoka.com>

## 別表 (助成対象経費)

以下に掲げる経費のうち、事業に直接要する経費 (※「その他」のみの経費は不可)  
人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料、委託費に含まれる管理費は対象外です

| 助成対象経費        | 内 訳  |
|---------------|--|
| 原材料費          | 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費   |
| 機械装置<br>購入等経費 | ア. 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費<br>ただし、借用できない装置については、これらの購入に要する経費を認める<br>場合がある(汎用性が高いと判断されるものは対象外)。<br>イ. 機械装置又は工具器具の試作・改良・据付・修繕をさせる場合に要する経費 |
| 外注加工費         | 製品等試作(配布用サンプル含む)、原材料等の再加工<br>製図又は調査・分析等の外注に要する経費   |
| 技術コンサルタント料    | 専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該事業に係る技術的事項<br>等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費  |
| 委託費           | 評価試験(大学など連携先との共同研究含む)、開発、設計等の委託に要する経費  |

|     |   |
|-----|---|
| その他 | ア. 図書、参考文献、資料、データ等購入費<br>イ. 郵便代及び運送代(要、送付先リスト)<br>ウ. 当該事業遂行に必要な活動に支払われる旅費<br>エ. 事業への使途が特定できる消耗品費<br>オ. 開発品テストマーケティングのための出展経費(国内開催のみ)のうち、<br>出展小間代・備品レンタル代・ブース装飾代・パンフレット等製作費・<br>翻訳費 |
|-----|---|